2019.03.18. 第二期第 13 回選挙市民審議会議事録

衆議院第２議員会館地下１階第２会議室

出席委員　片木淳、三木由希子（以上共同代表）
　　岡﨑晴輝（スカイプ）、小澤隆一、桔川純子、田中久雄、坪郷實

委任委員　只野雅人（共同代表）、大山礼子、小林幸治、濱野道雄、山口真美

欠席委員　石川公彌子、北川正恭、小林五十鈴

事務局　　太田光征、岡村千鶴子、桂協助、城倉啓、富山達夫、丸井英里

書　記　　岡村千鶴子、城倉啓

片木淳：ご苦労様です。では早速、第二期第 13 回の市民審議会を始めたいと思います。先ず今日の議題ですが、1 番目に「統一地方選挙に向けたアピール」ということです。このアピールどうしましょうか。桂さんが戻るまで、ちょっと眺めていただいて。前回もここで議題になって、少し意見も言わせていただいて、あとは桂さん中心にまとめて今回も出すということで、統一地方選が近づいていますけれども、それに向けてのアピールということで、今日は最終確定したいと思っております。この機会に我々が主張してきた、今日配っていただいている答申骨子ですけれども、この答申に書いたようなことを少し要約しまして選挙制度についての改革のアピールをしていきたいという趣旨でございます。これは太田さんも関わっておられるんですか。

太田光征：はい、原案は桂さんなんですけれども、前回の実行委員会でこれでいこうという段取りになりましたので。

片木淳：ちょっと誰かに読んでもらおうと思ったんですけれども、もうちょっと待ちますか。

太田光征：前回審議会で片木委員が指摘された、比例代表制を導入する理由が欠落しているということで、そのための説明を追加したのが大きな変更点になるかと思います。

片木淳：ということは、この 2 ページですかね。2 ページの比例代表制のところに何か入れたんですよね。

太田光征：はい、第二段落目がそれに相当すると思います。

片木淳：「これらの選挙では小選挙区・中選挙区・大選挙区が混在し、それぞれに弊害が起きています。そこに共通しているのは、個人中心の選挙となり政策論議が低調な状態におちいっていることです。」ですか。ではそのあたりを見ていただいて、しばらくお待ちください。

太田光征：桂さん、説明お願いします。

片木淳：大体の概略、前回から変わった所を今太田さんから話を聞きまして、私のほうからも説明していたんですが。皆さん読んでいただきましたので、説明をお願いします。

桂協助：前回指摘された言葉遣いの問題、制限連記投票制といったような言葉は控えてわかりやすいように「複数候補者への投票制」というふうに変えましたし、「選挙制度改革 2：都道府県議会選挙・政令市議会選挙を比例代表制に」の比例代表制がなぜ必要なのかということ。そして全体として「です・ます」に直したほうが良いという、3 点のご指摘があった

と思うんですが、その点を修正いたしました。それから冒頭の選挙制度以前の問題として、戸別訪問の禁止とかのことについても、問題点を書いていたんですが、そこは箇条書きにしたほうが良いという、事務局の中での話がありましたのでナンバーをふって箇条書きにあらためました。あと、「地方選挙から日本の選挙の改革を」というふうに、地方選挙に焦点を当てた項目名に直しました。そういったところが、修正したところです。

片木淳：はい、わかりました。ありがとうございました。2ページの、さっき私のほうから話題に出しておりますけれども。おっしゃった「地方選挙制度の改革２」というところの二段落目を変えたというか入れたというか、ということでよろしいんですね。なぜ比例代表制にする必要があるのかという議論の中では、今までは色々な選挙区が混在していると。弊害が起きていると。で、その弊害というのは色々あるけれども個人中心の選挙となっていて、政策論議になってないと。一方で政党化が進んでおるので、民意を反映するという体制にしていくということで、政策論争を活性化する必要があるので比例代表にするんだと。そういう意味ですよね。ということですが、以上桂さんのご説明で 3 箇所ほど変わっていますけれども。全体的に何でも結構ですがご意見あればどうぞ。お願いします。

ちょっと細かいことで気がついたんですが、最初の「地方選挙から日本の選挙の改革を」というところの、「選挙制度・・・」というところは、１字下げるということですね。

桂協助：そうですね、はい。

田中久雄：細かいことで恐縮なんですが、①から⑩に挙がっていますけど、一つ気になるのは「①個別対面活動・・・」という言葉を使っておられますけど、これは戸別訪問と同義なんですか。それとももうちょっと広い意味で使われているんですか。

桂協助：戸別訪問という言い方は、かなり限定された表現になっていると思うんですけども、より一般的に言うと対面活動だと思いますので、人と人との対面活動ということを強調したかったんですね。日本の政治では、そこら辺が制約されてしまっていると。お互いに政治の話をし合うという、そこまで枠がはめられていると言いますか、制約されているという政治風土になっておりますので、そこまで含めて。

田中久雄：趣旨はわかるんですけれども、言葉としてあまり聞きなれない言葉なので、一般の人にわかるのかなという、ちょっとそういう不安が残ります。例えば戸別訪問と対面活動がとか、何かポンと出てくると聞きなれない言葉なので、個人的なことなのかも知れませんけど気になったと言うのが第一点。それから「⑨の選挙事務の抱える問題」というかなり一般的な表現になっていて、これは前に太田さんが指摘した問題などのことかも知れませんけど、ほかのところは大体問題点が具体的に出ているんですけど、⑨だけは内容が出ていないので、これも表現できるとすれば例示を入れたほうが良いのかなと、これだけだと何のことを言っているのかなという印象を受けましたけれども。その２点ですね。

片木淳：今の⑨は、何か例示を書き込めるアイデアないですか。

桂協助：例示としては、あまり報道されないですけど、不正が多発していますよね。特に地方議会の選挙で計算の不正であるとか。

片木淳：そういう意味ですか。

太田光征：ちょっと補足よろしいですか。実は前回のとりプロの実行委員会で、私が事例を挙げて「投開票不正など」を入れたらどうかという意見を言ったのですが。多分それが反映されていなかったと思いますので、「投開票不正など」を入れればわかりやすくなると思います。

片木淳：では、「投開票の不正などの」でよろしいですか。それと⑧も我々が議論してきたのは、文書図画もまだ狭いぐらいですけど、宣伝チラシだけというのはちょっと狭いなという感じがするんですが。

城倉啓：とりプロの事務局では、文書図画が原案であったんですが文書図画と書いて一般の方がわかるだろうかということが問題になりまして、宣伝チラシのほうがより広くいろいろなことを含んでいるのではないかと議論のもと「宣伝チラシ」としたので、もしもっとわかりやすいものがあれば教えていただければと思います。

片木淳：これはポスターとかいろいろなものがありますよね。じゃあ、例示で宣伝チラシなどの選挙用文書図画の制約ですか。宣伝チラシがなぜトップなんですか。

城倉啓：トップというか、文書図画というものがあったのでそれを含むという形で一つでまとめているつもりですけれども。確かにポスターその他への問題もありますので、もう少し良い言葉であれば何もこだわるところではありません。

田中久雄：ポスターとかチラシというのが選挙というと一般的に使われる手法として理解しやすいので、宣伝という言葉は必要なくて、「ポスターの掲示、チラシの配布などの制約」とか。選挙と言えば、必ずポスターの掲示やチラシの制約の問題が出てきますから、そのほうがわかりやすいのではないかと思います。

片木淳：じゃあ、それで良いですか。「ポスター掲示やチラシ配布などの制約」と。ほかに何かありますか。

小澤隆一：項目の③の「立候補年齢の据え置き」というのは、立候補年齢が高すぎるという意味ですよね。この表現だと、何か答申が出て、そのまま据え置かれちゃったというようなニュアンスに聞こえちゃうので。特にそういうアクションがあったのではなくて、現状が高すぎるとそういうことですね。

片木淳：そうです。何て言えばいいですか。

城倉啓：原案は「高止まり」だったんですね。「高止まり」だと何か印象がどっちに行くのかなということで、「据え置き」のほうが否定的な印象があるかなという議論があったんですが。何かほかに良い表現があればこだわりません。

片木淳：「高止まり」もちょっと何か物価の高止まりとか、そんな雰囲気ですね。

三木由希子：ここは、要は投票できる年齢と立候補できる年齢がこんなに開いていることの問題、ということを言いたいという話ですね。

片木淳：それもあるし、高いということが問題。

三木由希子：高いということは、投票できる年齢を変えても良いというスタンスでしたっけ。

片木淳：まあそういうことなんですけど。現状として立候補年齢は高い、諸外国から比べても高いし、今おっしゃった選挙年齢から比べても高いし、ということでしょう。その「据え置き」という言葉は、もうちょっと何かないですか。

田中久雄：「年齢の引き下げ」とかではおかしいですか。

片木淳：これは、問題でしょ全部。

小澤隆一：確かに言葉として、立候補年齢というのを先に出したいんでしょうけれども。「選挙権（投票権年齢）に対して高すぎる立候補年齢」そういう意味ですよね。

三木由希子：そうですね。これ「25 歳か 30 歳まで立候補できない」というふうに書けば良いのではないですか。「25 歳か 30 歳になるまで立候補できない」ということですよね。

片木淳：一応全部名詞止めにしてあるから、もう少しピシッとそれをまた名詞化できないですか。

三木由希子：立候補制限で良いんじゃないですか。「25 歳か 30 歳まで立候補制限」とか「制約」とか。

城倉啓：「25 歳か 30 歳になるまでの立候補制限」これで良いですか。

片木淳：そうしますか。皆さんどうですか。では、そうしておいていただいて、何か良いのが浮かんだら、いつまでですか。明日中くらいですか。

城倉啓：直すのは今日中に終わらせて、明日プレスリリースです。日付は今日になりますが。

片木淳：じゃあ、今の案で。そのほかに何でもどうぞ。

三木由希子：改革 1 のところなんですけど、中段の法定得票数のあたりの説明がやや制度をよく理解していないとわかりにくいかなというところがあるので、少しこういう修正ができないかということで、今、案を作ってみました。「現制度では得票総数の 4 分の 1（25%）という低い水準を法定得票数としています。」という、ここからなんですけれども。例えば「4 分の 1（25%）が当選に最低限必要な法定得票数です」とかですね。そういう言葉に直すとか。そのあとの「したがって・・・」の一文なんですけれども、「4 分の 1 そこそこの低得票での当選もあり得、」と、このあたりも例えば「投票者の 25%程度の得票で当選もあり得」とかですね。そのあとがそのままで、更にその次の文章「そこに低投票率が重なると・・・」というところをですね、「首長選挙は投票率が低い傾向にあるので、少数に支持された首長が生まれ正統性が更に損なわれます」というような感じでですね、ちょっと言葉の整理だけなんですけれども、低投票率とか法定得票率とか 25%とかいろいろな言葉が入っていると、ちょっとややこしいかなという感じがするので。全体を通して言うとですね、「現制度では投票総数の 4 分の 1（25%）が当選に最低限必要な法定得票数です。したがって候補者の多い首長選挙では、投票者の 25%程度の得票で当選もあり得、首長として正統性が損なわれます。首長選挙は投票率が低い傾向にあるので、少数に支持された首長が生まれ正統性がさらに損なわれます。」とか、あるいは「少数者にしか支持されていない首長が生まれる」とかですね。そんな感じにすると、4 分の 1 とか低投票率とか得票率とかいろいろな言葉が結構重なっているところが、もう少し普通の人が読みやすいかなと思いました。

片木淳：桂さんいかがでしょうか。
桂協助：その方がわかりやすいと思います。
片木淳：二つ目の 4 分の 1 は 25%に直すという話があったのは何の 25%ですか。
三木由希子：投票者の 25%です。
片木淳：そうすると、同じようなことを言っているということですね。投票率がグッと下がると、極端に言えば 50%の得票率なら 8 分の 1 になるのかな。投票総数のだからね。
三木由希子：そうですね。ただそこを例えば具体的に「50%の得票率だと全体の有権者の 8 分の 1 しか支持されていませんよ」という説明の仕方にするなら、多分そういうふうに書き換えるという話、例えばという話で。
片木淳：前の答申はそんな感じで書いていなかったっけ。なお悪いという意味でしょこの二つは。でなければ同じことを言っているだけのことでしょう。
三木由希子：要は法定得票率の説明も入れるということと。さらに、たくさんの候補者が出ていると少ない得票率でも通ってしまう可能性があるというのと両方言いたいのかなということで。この原案をいかして、さっき修正をしたんですけど。抜本的に変えるのであれば、修正案を出していただくということになるのかなと思います。
片木淳：前からここで議論していたのは、候補者が多いというときも問題でしょうけれども。投票率が低くなっているから、仮の例で 50%が得票総数だとしたら 50%の 25%でですか、そういうことになるんですね。ということは全選挙民を母数にした場合に、どのぐらいその首長さんが代表しているのかということになれば、非常に低いじゃないか。という話をしたかったんですね、基本答申では。
桂協助：できたら通しで文章を書いていただけたら。三木さんの文章で通しで書いていただけたらありがたいですけど。
三木由希子：私がさっき修正案で出したのから、さらに違う修正を提案されているので。とりあえず通しでどんな感じになるかを言っていただいたら良いのではないかと思いますけど。
片木淳：答申とあまり違ったことを言うのもまずいから、一応我々の答申をなぞってきているわけでしょう。
桂協助：そのつもりなんですけど。ちょっとはみ出している部分もあるかも知れませんけど。
片木淳：答申にどう書いてあるかというと、こう書いてあったでしょうかね。大体こんなこと書いてあったわけですよね。だけど、ちょっと今引っかかったのは、この首長のところで 4 分の 1 と書いてあるのが、前からそう書いてあったんですか。
三木由希子：多分前提の制度の説明のところではそういうふうに書いていて。提案のところは、それを受けて決選投票にしましょうという提案をしているので。現状と問題点と提案と 3 段階になっているはずなので、いずれの要素も入っているという整理の仕方だと思います。
城倉啓：答申の 23 ページなんですけれども。過去の制度との相違点ということで、「1952 年以前に行われていた決戦投票制では、当初の投票での当選人決定の条件（法定投票数）は

過半数ではなく八分の三（37.5%）以上とされていた。しかし、それでは過半数の有権者にとって好ましくない候補者の当選を防ぐことはできないので、法定得票数は二分の一とする。法定得票数を引き上げることによって、当然、決選投票の実施回数が増加し、費用負担も増える。」というふうにして、現行が四分の一であるところを、二分の一にしろというのが答申の立場であると

片木淳：いやいや、それではなく、ここに書いてあるのは理由を書いてあるわけでしょ。そういうふうに改正案を我々が出す理由を。さっきの比例と同じような形で。その理由はどこかに書いてなかったですかね。私は何か記憶があるんですけどね。今の前の方にないですか。何か参照して書いたんでしょ。前の表現をですね。

桂協助：この四分の一のところですか

片木淳：この、現制度では投票総数の四分の一というのが低いと、したがって候補者の多い首長選挙では、四分の一そこそこでの低得票での当選もあり得るという表現はですね、

桂協助：「候補者の多い」というのは答申にはなかったかも知れません。当然のことなので。

片木淳：それは、答申のどこに書いてあるんですか。

城倉啓：それは、21 ページあたりの「（２）現行法の問題点／改革の方向性」に「候補者が多い場合にはかろうじて 25%に達した程度の得票率でも当選が可能であり」と書いてあります。3 行目ぐらいに。

片木淳：それはどこですか。

城倉啓：21 ページの「（２）現行法の問題点／改革の方向性　現行の選挙制度では法定得票数が低く設定されているので、例外的なケースを除いて、単純に相対多数の票を得た候補者が当選する。候補者が多い場合にはかろうじて 25%に達した程度の得票率でも当選が可能であり、実際、多数の候補者が競う東京都知事選挙では 30.47%の票で当選した例がある（1999 年）。」

片木淳：だからそれを書けば良いんでしょう、ここへ。

城倉啓：おそらくこれをご覧になって桂さんはこれを書いたと思うんですけれども。というのは、表現が良く似ているからですね。四分の一そこそこの低得票での当選もありえと、二番目の文章の方ですね。

片木淳：そうですね。だから母数は元々答申では投票総数のなんですね。だから 25%で議論しているということですか。となると、わかりましたけど。ちょっとそれはまた別に議論する機会があるとして。この 1 ページのさっきの修正案は、三木さんがおっしゃったような流れで良いということですか。

桂協助：わかりやすい文章にはなると思いますけど。

城倉啓：一番目の文章をもう一度読んでいただきたいんですが。「現制度では、四分の一（25%）が当選に最低限必要です。」という文章でしたか。

三木由希子：「当選に最低限必要な法定得票数です。」ということですね。一応法定得票数という言葉も使ったほうが良いわけですよね。なので、その言葉をそのまま入れています。表

現の微修正なので、中身は変わらないと。

城倉啓：そこも何か否定的なニュアンスを盛り込みたいというのが、つまり二分の一に上げてほしいのが答申の立場なので。「最低限必要です」というと、法定得票数の問題性を上手くどうでしょう。

三木由希子：そのあとに問題性を言っている訳ですよね、ここは事実なので。それに対して25%で通ってしまうので。少数にしか支持されていない首長が生まれますというところで否定的に評価をしているわけですよね。だからすべての文章を否定的に書けという趣旨なのか、否定的なニュアンスを入れて書けという趣旨なのか、それとも読むと何が問題かがわかって現行制度が否定的にわかるという書き方でも OK なのかというところを、方針として決めていただくと、すべてのところをそういうふうに書き直すという、否定的なニュアンスが欠けているところは書き直すという方針でこれから見るということになると思うんですけど。どちらですかね、書きようとしては。

片木淳：基本的には答申の内容を訴えているということですよね。我々としては答申で皆さん了解しているから。あまり新しいことを付け加えるのも手続きがありますからね。ということであれば、今の流れの中で三木さんが言ったように、ちょっとわかりにくい前段のところだけを、言葉の順番ですか、語り口の。そういうふうにさっきおっしゃったような線で修正しましょうか。いかがですかね。

田中久雄：私もあまり答申のこの部分はよく見てなかったんですけれども。上位 2 名による決選投票は提言していますよね。それと、この法定得票率を二分の一にするというのは提言の内容になっているんですか。23 ページのところで、「過去の制度との相違点」というところで、そこでは法定得票率は二分の一とすると書いてあるんであるんだけれども、それは過去との相違点の項目で書いてあって。前段の提言とかの方向性の中では、法定得票率を二分の一とすることがないような感じがするんですけど。

城倉啓：23 ページの「改正条文」に「第 95 条第四号」というところで「四分の一を二分の一に」と。24 ページの対照表で 95 条の四号で右側が現行法で四分の一、左で二分の一と改正案として謳っております。

田中久雄：結論的にはそうなんでしょうけれども。23 ページの２）の「過去の制度との相違点」というと、何か現状説明みたいなところで、法定得票率は二分の一とするというのが書かれているので。過去の答申のことを蒸し返すようですが。その辺が法定得票率を二分の一にするということと、決選投票にするというのが二本立てできちんと列記されているならばわかりやすいんですけど。それが決選投票と法定得票率二分の一が何か全然違ったところに文章に入っていて、確かに改正条文の中にはありますけれども。何か文章立てがわかりにくいなあと。だからこの二本立てを提言として言っているんだと理解してよろしいわけなんですね。

城倉啓：おっしゃっている通りで、二分の一というのが答申の中に入っているんですが。例えば、問題を列挙している①から⑩までのところに、⑪として「法定得票の低さ」とか「25%

で当選できるという問題（首長選の場合）」とか、何か書くという手もあるかもわからないです。問題点ですから。

片木淳：書きますか、どうですか。この①から⑩までは、前提・土台を言っているんですよね。だから前提なのかどうかということですね。1ページの下の先ほどから議論になっている部分は「有効投票の 50%以上」というのを変えるのか変えないのか、ちょっとわからないような表現だけど、ここはこれで良いということですね。それを前提として、ここでは決選投票制の話を強調して言っていると、そういう理解ならそれで良いと思いますけどね。田中さん、どうでしょうか。この⑪に入れますか。

田中久雄：法定得票率の話は別に首長選挙だけではなくて選挙一般について法定得票率を二分の一にするということですよね。だからもっと問題が大きいんですよね。

三木由希子：首長選挙に限っているんですね。

田中久雄：首長選挙だけか、そうですね。

片木淳：じゃあ、書かなくてよろしいですか。ちょっと触れてあるような表現は、1ページの下から5行目あたりのほうに書いてあるという理解でいいんですよね。

坪郷實：現行のままでも良いかもわからないですけど。上で法定得票数ということを言って、下で有効投票と別の言い方をしているんですね。ここは、答申でも「首長の法定得票率は二分の一にする」ということですから、合わせるのであれば、説明としてはこれのほうがわかりやすいかもわからないですけど、どちらも法定得票率を四分の一から二分の一にという書き方はあるかもわからないですね。わかりやすさを優先させるならば、有効投票でも内容は同じだと思いますけど。

片木淳：このままでよろしいということですか。

三木由希子：坪郷さんがご指摘いただいたところで言うと。「地方選挙制度改革１」の2段落目は「有効投票の 50%以上」で、その前は「現制度では得票総数の四分の一」となっていて。違う言葉を使っているんですけど、これはどちらかに揃えたほうが良いですね。有効得票のほうが正確だと思うんですけれども。

片木淳：有効投票数ですか。

三木由希子：有効投票総数、有効投票数、正しくは何でしょうか。投票総数ではないですよね。無効票とかを除いたものの四分の一ということですよね。

片木淳：わかりました。今の提案は、言葉を統一すると。投票総数と前段に書いてありますけど、正確に有効投票総数と一応しておいて、またあとでネットでチェックしてもらえば良いということにして。そこはその程度にして、そのほかの部分は何かありますでしょうか。岡﨑さん何かありましたらどうぞ。

岡﨑晴輝：特にありません。

片木淳：はい、わかりました。ありがとうございます。ほかの部分で何かありましたら。

三木由希子：細かいことですが、2ページの上のところなんですけど。最後に「有意義な決選選挙になるでしょう。」となっているんですけど、その前が全部決選投票という言葉を使

っていて。まあ決選選挙でも意味は通じると思うんですけど、そもそもタイトルが「決選投票制」となっているので、「決選投票選挙」としたほうが良いですかね。

片木淳：後ろは決選を取ったほうが良いですかね。決選投票に変えれば、選挙全体が有意義になるということで。ほかに何かあるでしょうか。時間もないですが、頭の整理で私もちょっと承知しておきたいんですけど。「地方選挙制度の改革２」で「それぞれに弊害が起きています」と、表現はこれでよいと思うんですけど。頭の整理で、小選挙区はよく言われるのでわかりますけど。中選挙区も、昔の議論でサービス合戦になると。こういうふうに理解したら良いですかね。要するに小選挙区・中選挙区・大選挙区がそれぞれ弊害があるというと、大選挙区にはどんな弊害があると考えたら良いですか。

三木由希子：これは確か答申で問題意識を持っていたのは、小選挙区・中選挙区・大選挙区という選挙制度ごとに民主性の中で効果が異なるという選挙制度が混在しているという状況の問題意識がベースにあった議論をしていたと私は認識しています。が、どう書いていましたっけ。

城倉啓：ありがとうございます。 26 ページのところですが、三木代表がおっしゃっている通りでございます。原則として混在することの問題が先ず大前提としてはあって。片木代表のご質問に答えるならば、大選挙区の場合はですね、「市区町村議会議員選挙と同じ問題が生じる」と。こういうことになります。

片木淳：で、何ですか。

城倉啓：市区町村の問題というのは、大選挙区非移譲式単記制であって、いわゆる無風選挙・顔の見えない選挙・正統性への疑義…つまり１～2%の得票で当選することができる。それから政策ごとのまとまりが形成されていない・政策よりも個人的なつながり

片木淳：わかりました。それは何ページにありますか。

城倉啓：30 から 31 ページあたりにあります。

三木由希子：アピールの地方選挙制度改革 3 のところの 2 段落目がそれをまとめたものです。大選挙区制の問題、市町村議会選挙を制限連記にするというところです。

片木淳：わかりました。聞きたかったのは、「それぞれに」と書いてあるから、混在の話ではなく。「それぞれに」が文章としてわからなかったということですけど。わかりました。あと何かありましたら、どうぞ遠慮なく。

　じゃあ、大体よろしいようですからこれで最終確定をさせていただくということでよろしいですか。

三木由希子：すみません。「地方選挙制度改革 2：都道府県議会選挙・政令市議会選挙を比例代表制に」の 5 行目に「政党化」というよりも、政党だけではなく政治グループ化みたいなものを想定していたように思うんですね。政党に限定していなかったように思うので。「政党化が進んでおり」とありますけれども、「政党・政治グループ化」のような表現の仕方にしていただけると良いかなと思います。

城倉啓：おっしゃる通りです。答申は「政党・政策グループ」という表現ですので、それに

統一いたします。
片木淳：はい、ありがとうございます。そのほかありますか。
太田光征：最初に戻るんですけども。問題点の例示のところで①の個別対面活動のところなんですが、正確には戸別訪問は禁止されているんですけれども、対面活動一般というふうなイメージにとられかねませんか、これだと。
桂協助：法的には戸別訪問が禁止されているんですけれども、そのことが事実上対面活動を制約している実態があるということを、私は訴えたかったわけですが。答申にそこまでの表現はなかったかも知れませんけれども、それは実態としてあるので、やっぱり書いた方が良いと思うんですが、どうでしょうか。
太田光征：そうすると、逆に正にこれを公表すると、対面活動・対話活動が一般が制限されてしまっているというふうに誤解されかねないのではないかと。現実の問題として、こういう結果がもたらされているという書き方にしないと、逆に広い意味で規制がかかっているように思われかねないのではないかということに気づきました。
桂協助：それはそうです。
片木淳：今のご指摘もそうですけど。禁止というのは不正確ですよね。そうすると禁止だけでなく制約を入れたらどうですか。「禁止・制約され」全部ひっくるめたら制約ですけど、禁止と言いたいのであれば。あるいは「戸別訪問の禁止など、個別対面活動が制約され」と入れればいいんじゃないですか。別に一般についてもその中のどれかを制約していたら制約でいいですね。全面制約しているという意味ではないから。
太田光征：では、「戸別訪問などの個別活動」と続けますか。
城倉啓：今片木さんがおっしゃったのは、「戸別訪問が禁止され、対面活動が選挙で制約され」ということですか。
片木淳：そうそう。
城倉啓：これでよろしいですか。
片木淳：日本語の文章としてどうですかね、どう並べますか。並べ方というかつなぎ方ね。
城倉啓：どこにかかるかと。
片木淳：どういう文章にするかということね。「戸別訪問の禁止・個別対面活動の制約など選挙運動が制約され」まあ、個別対面活動が入れにくいということなんですけど。どうしても入れるのであれば長くなりますけれども、「戸別訪問の禁止・個別対面活動が制約され、それが通常の政治活動をも制約」と。
城倉啓：冒頭に「選挙において戸別訪問の禁止・個別対面活動の制約がされ、それが通常の政治活動をも制約」これで良いですか。
片木淳：はいどうぞ、丸井さん。
丸井英里：質問なんですけど。個別対面活動というのは、具体的に何をもってそれを言っていて、何が禁止されているんでしょうか。戸別訪問は今禁止されていることはわかりますけど。個別対面活動って何を指しているんでしょう。

桂協助：戸別訪問でじかに選挙を目的として尋ねて行って訴えていく活動は禁止されている。色々な機会に人と人が会うことがありますね。そこで政治の話をすることは特に禁止ははされていませんよね。ですが、実際はそこに制約がかかってしまっていると。戸別訪問が禁止されていることによって、個別の対面活動の中で政治を語ったり、訴えたりする事自体も制約されている。という実態があります。そういうことだと、認識しています。

三木由希子：多分丸井さんがおっしゃっているのは、私の疑問でもあるんですけど。個別対面活動と言われて、普通になんだと理解できるかというところもあるので。つまり戸別訪問とは別に個別対面活動という言葉が出てくると、それが何なのかを多くの人が読んで共有できるかというところがおそらく問題意識ではないかと思うので。理解できるものでしょうかというところはいかがでしょう。

桂協助：個別対面活動という言葉がとっつきの悪い言葉であれば、別の適当な言葉があれば直したほうが良いと思いますけど。そういう政治をお互いに語り合うということ自体については、どなたでも連想できることだと思います。わからない話ではないと思います。

太田光征：桂さんの思いは、対面活動というのが政治活動の大事な基礎であるという思い入れがあって、こういう言葉を使いたいんだと思うんですね。だとすると、「戸別訪問という個別対面活動」というふうに同格にすれば良いのではないですか。

三木由希子：要は選挙運動規制があるせいで、選挙運動期間の最も政治を語る機会に政治活動が制約されていることを言いたいということですよね。なので、ぴったりくるかどうかわかりませんけれど、「選挙運動記制により戸別訪問など通常の政治活動が制約される」あるいは、「選挙運動期間に戸別訪問などの通常の政治活動が制約される」ということを言えば少し趣旨にはまってくるのでしょうか。

片木淳：それをやると、また政治活動は何だという話に広がっていって。今問題にしているのは選挙運動としての戸別訪問禁止をここでまず取り上げんたんですよね。それが広がるんだけれども。戸別訪問自体は選挙運動としての禁止という話が一番おかしいと言いたいわけですよね。だから、個別対面活動が今まで出てきた言葉でもないし、桂さんもちょっと妥協していただいているようなので、そうであれば「戸別訪問が選挙で禁止され」と言えばあとは察してくれと。本当を言えば等をつけてもいいんだけど。もっと言えば事前運動が禁止されているんですよ全部。⑦に短いとか書いてありますけどね、もっと根本問題は選挙運動期間以外は全部禁止なんですからね、選挙運動は事前運動として。それが問題だと言えば問題なんですけど。言ってみても、前提・土台だというんでしょう。どう繋がるのかはっきりしないから、わかりやすいことを並べておけば良いとは思いますけどね。理解としてはそういうことじゃないですかね。であれば個別対面活動はご議論が多いようですから、「戸別訪問など」ぐらい入れておきますか。少し広げて。いかがでございましょうか。では、一応そういうことにしていただいて。どうしましょうか。今の議論が出たけど、案文を見たいと言う方もおられるかも知れませんから、今晩でもメールで回していただいて明日にとか、そういう段取りですかね。

城倉啓：もしよろしければ、今文言を申し上げますので、ここにご出席の方々で委任も定足数が足りていますので、ここで決議していただきたいと思いますが。私のほうで把握している限りで読み上げてよろしいでしょうか。

片木淳：はい、お願いします。

城倉啓：では頭の方からいきます。

「地方選挙から日本の選挙の改革を」で、1行目は1字下げて「選挙制度の改革案を」と始まるというのが第一点ですね。その2行下の「①戸別訪問などが選挙で禁止され、それが通常の政治活動をも制約」というふうにします。そして③ですけれども、「25歳か30歳になるまでの立候補制限」といたします。そして⑧にいきまして、「ポスターの掲示やチラシなどの配布の制約」。⑨ですが、「投開票の不正など選挙事務の抱える問題」。

そして「地方選挙制度の改革１」というところなんですけれども。三木さんのおっしゃったのは、こういうことでよろしいでしょうか。「現制度では有効投票総数の四分の一（25%）が当選に最低限必要な法定得票数です。したがって候補者の多い首長選挙では 25%程度の低い得票でも当選し得ることになります。昨今の低投票率での選挙では、さらに全有権者における支持者の率が大きく低下し当選の正統性を疑わざるを得ない状況となります。」最後の方はこういう感じだったですかね。

片木淳：三木さんの方から、もう一度言ってください。

三木由希子：はい、さっき言ったのは、「現制度では有効投票総数の四分の一（25%）が当選に最低限必要な法定得票数です。したがって候補者の多い首長選挙では投票者の 25%程度あるいは四分の一程度どちらかです、の得票で当選もあり得、首長として正統性が損なわれます。そこに首長選挙は投票率が低い傾向にあるので、少数にしか支持されていない首長が生まれ正統性がさらに損なわれます。」というのが当初言っていた案ですね。

城倉啓：そのほかに行きます。2ページに移ります。2行目「有意義な決選選挙になるでしょう。」は「有意義な選挙になるでしょう。」となります。「地方選挙制度の改革２」に移りまして、5 行目。「それでいて政党化が進んでおり」のところを「それでいて政党・政治グループ化が進んでおり」といたします。

以上が修正点でございますけれども、ご不明な点あれば今確認していただきたいと思います。

０１：００：２３まで

１：００：２４から

三木由希子：すいません。良いですか。今「政党化」を直していただいたんですけれど、その後にも「政党」という言葉が度々出てくるので、特にその下の行の「政党」も「政党」ではなくて、「政党など」か、くどいようでしたら、そこを修正していただくと良いと思います。

城倉啓：なるほど。はい。と言いますと、次の行の「そのためには政党や政策グループを」と書いてある、これもどうしましょう。「政党や政治グループを選択する選挙である」、こういう風にしましょうか。
三木由希子：「政党化」のところは、「政党・政策グループ」「政治グループ」どっちでしたっけ。
城倉啓：「政治グループ」です。はい。
三木由希子：であれば「政治グループ」。
片木淳：「政策」じゃないですか。
三木由希子：さっき「政策」と答申は書いてあるって、何か言ってませんでしたか。「政策グループ」って言ってた気がするんですけど。
片木淳：下は「政策グループ」って書いてあるけど。
城倉啓：答申は「政策」って言ってましたか。政治グループって言ってたと思いますが。
片木淳：２ページの今の議案の下には、「政策グループ」って書いてありますね。
城倉啓：32 ページは「政党・政策グループ」って書いてある。本当だ。ごめんなさい。ですから、「政党・政策グループ化」ですね。失礼しました。ということはこのまま生きれば良いのですね。「そのためには政党や政党グループを選択する選挙」と。これで全てだと思うんですが、他にありましょうか。
三木由希子：ちょっと表現の問題で、同じところの一番最後の行が、「政党や政策グループを選択する選挙である比例代表選挙」ってちょっと言葉が重なっているので、「選挙である」を取っても通じるかなという風に思います。
城倉啓：「そのためには政党や政策グループを選択する比例代表選挙にするのが最も有効と考えられます」。
片木淳：はい、どうぞ。
坪郷實：非常に細かい点なんですが、地方選挙制度改革の１の法定得票数の関係で、その次の段落で有効投票のことをちょっと言いましたけども、「有効投票数」か、あるいは「有効投票総数」というのが答申では使われているので、上も「法定得票数」ですから「有効投票総数」でなくても、「有効投票数」ぐらいに入れておいたら良いかと思うんですけれども。
片木淳：どこですか。４行目ですか。
城倉啓：１ページの下から５行目ですか。「有効投票」とあるのを、「有効投票数」とする。
片木淳：「数」をね。そういう意味ですね。はい。分かりました。良いですか。
太田光征：すみません。そうすると、第１段落では「有効投票総数」ってなってますけど、それで良いんですか。
片木淳：いやそれは統一して。
城倉啓：統一して、では「有効投票数」に統一いたしますね。「現制度では有効投票数の四分の一」という風に。
片木淳：はいはい。他に何かお気づきの点ありましたら。よろしゅうございますか。それで

はそういうことで、最終決着ということにいたしたいと思います。ありがとうございました。
城倉啓：ありがとうございました。
片木淳：それでは次の議題で城倉さんの方から積み残した審議項目ですか。正確に言うと、「国政・地方議会選挙制度積み残し課題の論点整理」。これについてご説明をお願いいたします。
坪郷實：メールで来た城倉さんの資料が手元には無いですね。
片木淳：無いみたいですね。メールではいただいたやつが。
城倉啓：これが無かったですか。すみません。添付したのにこれを出していなかったんですね。すみませんでした。みなさんお持ちなんですね。
片木淳：いやいや持ってこなかった。メールでいただいたけれど。
城倉啓：では今刷ってこないとですね。どうもすみませんでした。
片木淳：じゃあ口頭でぼちぼち。
城倉啓：では口頭で、こちらの骨子を見ながら、問題としているところについて申し上げて、後で確たるところをと思いますけれども、国政の選挙制度で、例えば 500 から 600 とか、あるいは 250 から 300 とか議席数を幅をもって書いているところ、詰めるのが良いのかどうかという細かい話もあります。それは選挙区の数にも関係あると思うんですけれども、比例選挙区 20 ブロック程度と言っているけれどもそれで良いのかどうかということですね。そして大選挙区。参議院の方は大選挙区で 15 から 20 と言っているけれどもそれで良いのかと。もし、20・20 で揃ってしまった時に全く同じ区分になるけれども、それをも許容するのかと。そうなると人を選ぶ・政党を選ぶと言っている建前と、重なるのかどうかということが一つ国政のところではあるのかなという風に思っております。

また岡﨑委員にも一つご報告いただいたように、衆議院と参議院の色を分けると。性格を変えていくっていうことは合意されているという風に思いますし、一度出している答申でございますので、同じ線で行ったら良いと思っています。それと、国政と地方と平仄を合わせるというか、同じような考え方に則らないといけないだろうということを強く思っておりますけれども。その際に地方議会選挙の中の都道府県議会・政令市議会選挙を比例代表にするという話の時に、大山委員が原案だったんですけれども、どちらでも良いというような形で名簿の書き方を選べるような感じで書いているんですね。それもそれで良いのかも分かりませんけれども、国政の方はそのようにしていないので同じようにするんであれば、じゃあどちらにするのかということも、地方と国政とを揃える場合に問題になるのではないかということですね。

そのようなことがあります。他にも色々あったと思ったんですけれども、今のところちょっとそれで議論していただいて。よろしくお願いいたします。
片木淳：はい、ありがとうございました。ちょっと私から気にかかってることなんですけど、岡﨑委員の方から非常に懇切丁寧に、非常に良い提案だと思いますけれども、市民のサイドに立って提案していただいてるんですけれども、ちょっと気にかかるのは、今までの我々の

答申は参議院についてある程度書いてきているというやつとちょっと違う要素が出てきてるんで、それに対してどういう書き方。つまり我々審議会の一貫性というものをどの程度保持しなくてはいけないのかというね。じゃあ前に言っていたことは嘘だったのかと、間違えだったのかと、こう言われた時にどう答えるかと、逆に言えば。という問題なんですけど、そこは岡﨑さん。今聞こえてますかね。もし何かコメント、アイディアといったご意見等がありましたらお願いしたいと思います。

岡﨑晴輝：参議院ですよね。私は参議院の抽選制度のことを提案しました。一二週間前ですかね。みなさんにメールを流してベルギーのドイツ語共同体で実験が始まったという情報提供もしました。まだ日本では時期尚早ではあるとは思うんですよ。私はあくまでもこういうことを将来的に検討する余地があるんではないかという情報提供をしただけですので、そこまで強く書いて欲しいというわけではありません。もし可能であれば、抽選制の参議院について検討をしたと。検討したという一文があっても良いかなと、それくらいで結構です。

片木淳：はい、ありがとうございました。いや、全体の書き方がまだはっきりしておりませんので、かなり控えめにおっしゃっていただいたんですけども、そこは書き方次第でコメントはもうちょっと前向きにできる余地もあろうかと思います。それは今後の審議の結果になろうかと思っております。ありがとうございました。

それじゃあちょっと全体的な話に、紙も配られましたので、戻しまして、城倉さんの方から、もう一度紙見てもらってご説明いただけますか。

城倉啓：今岡﨑委員の参議院のことが出たので、衆議院の方で岡﨑委員から多数派優遇の比例代表制も提起されていて、これは比例代表制の枠の中に入っておりますので、その際にはいわゆる「政権交代論」をどういう風に考えるのかというのは、やっぱりちゃんと答申の中に盛り込んだ方が良いんじゃないかというご報告をいただいたように記憶しておりますので、どちらを採るのか。採らないとすれば採らない方の理由、採る方の理由というのをきちっと書かないと具合が悪いのではないかとう風に思っております。

それと、詰めるべき点。先程言い漏らしたところでは、衆議院の選挙区割で一つの都道府県を割らざるを得ない場合もあるかもしれないと。その辺りはそれを許容するなら許容する。そうでないならと。そして衆議院の比例代表で全国得票に基づいた配分をするかどうか。答申の中 17 ページで、その可能性についても言及をしております。そこは詰めないでも良いじゃないかとか、いややっぱり全国の配分も必要なんだということであれば。それはすなわち、都道府県議会の問題にも関わってくると思うんですね。全圏一区でいくのか。選挙区割をするのか。仮に選挙区割をする場合には、衆議院のように全圏得票に基づいた配分をするのかどうか。ここで平仄を合わせるのかということが問題になると思います。先程言った大山案の順位を付した名簿提出についてはその下に書いてあります。統一するのであればどちらなのかと。

後、統一名簿を提出する。これについては肯定的であったような審議の内容だったと思うんですけれども、かちっと書き込むか。そして片木代表のおっしゃったように最終的な答申

をどういうレベルで、複数案提示でいくのかどうかみたいなのも、審議の流れによってはあるのかもしれませんけれども、私としては以上のような論点の整理をさせていただきます。

片木淳：ありがとうございました。何でも城倉さんに聞いて申し訳ないんですけども、我々は一回目の答申は先程来触れているように出したと。今一生懸命審議を、ちょっと改正を絞ってやってきてるわけですよね。非常に熱心にみなさん参加していただいて。今後どうする。二期目と言いますかね。一期と二期と区別すれば、二期の答申というのは、一期に対して何を書くんでしたかね。それをもういっぺんちょっと復習したいんですけど。お願いします。

城倉啓：ありがとうございます。復習も何も、これから考えるというのが実態なのですが、少なくとも新しい話題。145 ページだったと思うんですけど、答申の。今後こんなことを話し合っていきたいという検討項目の候補というのが、みなさんの資料で言えば G の裏に書いてあって、これ新しい部分なんです。第一期で書いていない部分なんです。それについての改正案があれば、それは本にするっていうものだろうと。なので、太い下線を引いているところについては文書として答申を新たに続編として出すだろうと思います。

ただ、今詰めるべき点とかいう話だと、これはちょっとタチが違うので、どうすれば良いのかと。「第一期のも買ってね」と言いながら、「ここをちょっと修正します」とかって言うのか。それとも補足という形で色々議論したらこういうことも問題として出ましたと。補充するという部分と、新規の部分とが混在するという風に今のところ理解しております。

片木淳：ありがとうございました。ちょっと先走った話になるんですけども、どう考えたら良いんでしょうかね。城倉さんにばかり聞くのも何ですけども、城倉さんにちょっと言っていただいて、それを叩き台に議論したいと思いますけども、今おっしゃった手がついていないという、一応考えられるのが、この「工程表第 10 案」の裏ですね。ここに書いてある下線部分が、まともにこれから書いていくということですか。

城倉啓：おっしゃる通りです。この下線ほとんど、かなりなんですけど、もう審議はしているので。ただし濃淡があるかなと。

片木淳：まあ、そうですね。

城倉啓：例えばアイディアレベルで終わらせようっていうこととか、複数述べて終わらせようとか、論点のみの提示にしようという濃淡はあるのではないかと思います。

片木淳：なるほど。いずれにしても宿題で、我々も着々と議論を進めてきてるんで頑張れば書けるという状況だと。それと今日の整理、積み残しとはどう繋がるんですか。この下線部じゃない話を少し色々あるから、一期の答申であまり詰めていない部分も残っているからそれもこの際書くかと、そういうことでしょうかね。

城倉啓：その通りです。

片木淳：ということでございますから、何か話のとっかかりという意味でも、言っていただければ。はい、坪郷委員お願いします。

坪郷實：前提となる議論の一つ、ないしは、これまでの議論がどうだったのか、両方必要なのかも分からないですが、先程城倉さんが最初の方で説明された中で国政レベルの選挙制

度と自治体レベルの選挙制度を、ある程度統一と言いますか、整合性という話をされましたが、今まとまっている答申の議論の過程で、これ部会でやってきましたから、その議論の大きな方向がどうだったかということもあるんですが、私の意見・見解としては国政レベルと少なくとも地方レベル・自治体レベルの選挙の問題は大きく切り分けて、それぞれで議論するという方向性でやる方が良いのではないかという風に思います。

それと同時に自治体の場合には都道府県あるいは政令市、市区町村という多くの自治体が関わるので、これをどこまで統一的な議論が必要なのかということも、やはり方向として確認をしていくということが必要なのではないかと。これの場合も選挙制度で、今出されているのは都道府県と市区町村で大きく違うという制度が出ているわけですけども、これは一応維持するとしても、実際にやるときにはそれぞれの自治体がやはり選択できると。積極的にこれをやろうという方向がないと中々それは難しいところがあるんではないかと思いますし、それを国の方が一方的に統一的な制度を作って、それを全部でやれというような方向というのは私は望ましくないのではないかと思うので、国政レベルの選挙制度と自治体レベルの選挙制度というのは大きくは分けて議論をするということで両者のあまり整合性の議論は私は必要ではないのではないかと思います。例えば自治体レベルの選挙は柔軟な形での提案が望ましいのではないかという。全体の方向性に関わる問題ですけれども、これまでの議論がどうだったかの確認も含めて、若干そういう議論をしていただけると。

城倉啓：一応、全ての部門に出席いたしましたので、その話になると何か第三部門と第一部門の「文化」の違いみたいなものを感じるんですけれども。第三部門でお話があった時には、政党化とか政策グループ化ということがあります。大きくあったので、まとまっていこうという議論があっていて、それと現在の地方議会に対して、悪く言えば、本当にそれぞれでやってくれと言った時にやってくれるんだろうかという、主導性の疑問があったので、国の法律で、条例でではなく、国の法律で選挙制度を変えるという、そういう改正が良いのではないかという流れが第三部門にはありましたけれども、第一部門の方々の議論の中ではどちらかというと地方自治を重んずるという意見の方の方が多かったように思っております。第二部門は、国政のことを話してくださいという話でしたので、国政のことのみを話しておられるので、その辺り全体の意思の確認が必要だということでは坪郷委員のおっしゃるとおりだという風に思います。どういう風な方向で行くべきか。特に政党というのをどういう風に考えるか。地方から国まで一貫したものなのか。そういう風に捉えるのかどうかということ。その辺りと関係があると私は思っています。

片木淳：今のお話に出た我々の宿題の下線の三つ目ですか。国政選挙と地方議会選挙の関係というね。これわざわざ入れたというのは何を最終答申、二期答申に書くつもりでしたかね。というのは、よく言われているのは二大政党制が成立していないのは、国政、衆議院も参議院も、それから地方も選挙制度がばらばらだからだと。そうすると、これはだから小選挙区をちょっと頭に置いた議論かもしれませんが、二大政党制が実現していないのは、地方が意思統一、なんと言いますかね、選挙思想が統一されていないので、そこがネックになってと

いう議論が、日本の選挙学会の中でやられているんですよね。有名な賞をもらった先生の本も出てるわけですよね。だからそういう発想にもすぐ読んだ時には読めるんですが、そうでなくても良いということですか。というか、坪郷委員はそうするとさっきの議論は一応わかったんですけど、我々の宿題でこれを書くとしたら何を書けば良いということになりますかね。国政選挙と地方議会選挙の関係。三木さん、良かったら、はい。

三木由希子：第三部門の問題意識としては、分権を軽んじるわけではなく、むしろ地方議会が危機に陥っているっていう問題意識をベースにしているので、その地方議会に自らの選挙制度を議論しろという体力が残っている議会がおそらく少数になりそうだっていうベース認識があったように私は理解しています。だから、分権を否定しているというよりも、地方議会制度そのものがかなり危機に瀕しているという問題認識がベースだって、ちょっと理解いただきたいというのと、後、国政選挙と地方議会選挙との関係ということで出たのは、政党化の問題とは全然別の文脈で話してた記憶があって、それは公費の負担とか基本的な選挙制度の部分については、選挙に関わる関連部分については純粋に投票をどういう仕組みでやるのかっていう以外の部分は、国政と割と被っている内容があるので、そこの関係は地方議会の問題としてだけ議論はできませんねという話はしてたと思うんですね。だからそんなに大きな、特に地方議会選挙を議論する時に国政政党を念頭に置いているというよりも、議会の中での議論とか、あるいは有権者の選択のし易さっていうベースで政策グループとか政治グループとか、地方政党、ローカルパーティーのようなものとかも念頭に置いてやっていたというのもあるので、国政から繋がる政党化を想定したわけではないというのがベースにあったと理解をしています。なので、ここで国政選挙と地方議会選挙の関係とすると共通する選挙に関わる仕組みの部分というのが当初の想定だったようには思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。ということはだいたい政治資金のような話ですか。

三木由希子：そうですね。供託金の問題とか、諸々共通する選挙に関わる仕組みの部分で、地方議会の方だけの提案ではできないと。そういう認識だったと理解をしています。

片木淳：でも、あれですよね。供託金も、地方議会の選挙制度の改革も、一応一期では結論出してるんですよね。という意味は、もう、ある意味細かい話ということになりますかね。

三木由希子：少なくとも、国政から繋がる政党化とか、そういう大きな話ではなかったはずという風に理解しています。

片木淳：はいはい、わかりました。これもまた審議の展開の中で見ていけば良いと思いますが、だいたいそんな流れになっていると。そう大それたものを大上段に振りかぶって何かということではなさそうだということですかね。その他、そうなると結局今後の段取りとしては今日提案の積み残しの論点整理についてはどうしますかね。みなさん、もうちょっとご意見聞きましょうか。どうしたらよろしいですかね。というのは、あまり細かいことをごちゃごちゃっと今また繰り返してもかえって迫力なくなるかと。何をまた言っているんだという印象もあるんじゃないかという気もするんですね。そこはどう捌いたらよろしいか、忌憚のないご意見を。小澤さん、何かございませんか。桔川さんでも、同じですが。

小澤隆一：そうですね。私もこの議題を拝見して、どういう風にまとめる議論をされるのかな、あるいはした方が良いのかなと、ちょっと思って来たんですけれども、やはり先程坪郷委員が言われたように、あまり国政と地方とリジッドにまとめてしまうという形ではなくて少し、国政の方はかなり明確な選挙制度についての方向付けを出したので、地方の方はいくつか複数案みたいなものを含めて少し出すと。それは答申という形では体裁は必ずしもないのかもしれませんけれども、一つの案かなと。そんな風に思っています。

片木淳：ただ一期でもう地方議会も出してますよね。ある程度ね。そこはどうしますかね。

小澤隆一：そこの部分は、あまり崩すわけにはいかないですね。

片木淳：三木さんおっしゃったように今さらに地方議会に対しては批判の声が厳しくなってきて、不祥事も多いし、これから統一地方選挙で無投票当選もどんどんまた増えるじゃないかと言われてますし、結果が非常に憂えますね。投票率から、無投票当選から、ひょっとすると定数割れの団体もまた増えるじゃないかと。そういう中で批判も多いということの中から何か我々として書くことが残っているのかどうかと。そういうのはちょっとある気はしますけどね。どうぞ。

岡﨑晴輝：私の考えを言うと、第一次の答申に加筆をしていった時に、二種類の加筆を区別したほうが良いと思うんですね。本文で未だ詰めきれていないところ、ここは若干あるかもしれません。ここをまず加筆するというのが一つ。もう一つは私の抽選制議会のような点は、ちょっと本文に入れるのは難しいと思います。これは脚注を付けるような形で、こういう風な意見も出ましたよという形で記録に留めておくと良いと思うんですね。基本的には第一次の答申を尊重しまして、ここはもうちょっと議論を発展させて本文を少し書き換えた方が良いというところが一つ。もう一つ、アイディアレベルあるいは個人的見解。こういうことは脚注を付けるっていう形で対応してはいかがかという風に思います。以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。二期答申を書いた中に脚注を入れてちょっと紹介するという形をお考えなんでしょうか。

岡﨑晴輝：はい、そうですね。例えば私の参議院の抽選制論は全体の合意を得ることは多分難しいと思うんですね。それから多数派優遇に関してもおそらく合意は得られないと思うんですよ。議論したということがありますので、それは記録に留めると。脚注レベルで良いという風に思っています。

片木淳：はい、ありがとうございました。どうぞ三木さん。

三木由希子：ちょっとすいません。岡﨑さんにちょっと質問なんですけども、先程送っていただいたベルギーの資料って、あれは連邦議会そのものというよりも、連邦議会の中のドイツ語圏コミュニティの議員による無作為抽出みたいなものでしたよね。だから例えば地方議会なんかだと首長側がその無作為抽出で住民会議とか住民協議会をやっていて、その政策形成とか意見反映のプロセスに使っているというところがあるので、例えば地方議会に関して今議会基本条例を制定して住民説明会やったりとか、地域とコミュニケーションを取ろうというように今議会が進んでいるところもあるので、例えば議会として付属機関で

無作為抽出のような会議体を作るとか、そういうことは一つのアイディアとしてはあるのかなと思っているんですけれども、いかがですかね。

岡﨑晴輝：私の方で参議院ということでお話をしましたけれども、ベルギーもかなり慎重にことを運んでいるんですね。いきなり連邦議会というわけにはいきませんので地方レベルで。前回紹介しましたように人口も七万七千人ということで自治体レベルと考えて良いと思います。しかも既存の議員の権力を剥奪するような形ではなくて議会に付属するような形で抽選制。ただ常設なんですね。常設の評議会を作ってそこが三つのアジェンダを設定して、これを三つのパネルに振り分けて、そして抽選制で選ぶと。そこで五分の四以上でしたかね。決定をして議会に勧告をすると。法定拘束力はないんですけれどもかなり尊重しなくてはいけないという風な、抑制的な制度設計から慎重に始めているんですね。これを考えると日本でも地方議会のところに、こういう考えもあるんじゃないかってことを本文か脚注か別にして書いて良いのかなっていう風に思っています。以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。実は私先週 NHK のおはよう日本に引っ張り出され、写真だけなんですけどね、その前日に NHK の帯広支局の記者が来まして、なり手不足の問題で、北海道の浦幌地方議会非常に先進的な取り組みをしているということで、それを前半紹介して私がちょっとコメントするというような感じだったんですけども。その後半が鳥取県ですかね、智頭町が百人委員会というんで町民から百人選んで、これ実は市長部局が主導してやってるんですね、議会じゃないんです。なぜそれを NHK が議会活性化と一緒に紹介したかって言うと、そこの百人委員になった町民の方が言わば議会の代わりみたいなことで、逆に議会が警戒してるっていう状況らしいんですけども、そこで学んで、それでその中から議員さんに、四人と言いましたか、なってる人がいると。そういう仕組みを議会の方に導入したら良いんじゃないかと。多分やってるところ全国的にあると思いますけどね。議会基本条例で町民から色んな意見を聞くという動きはありますね。そういうことが現に行われているし、NHK では先週それを提案しておったかと思います。参考までに。後、どうぞ、何か。どうぞ、どうぞ。

岡﨑晴輝：智頭町の件は多分抽選制ではなかったと思うんですね。ベルギーの場合には抽選と私選。抽選で選ばれた人で、なりたい人からさらに抽選みたいな形で抽選制と私選制を組み合わせているんですね。これもちょっと抽選制という要素が日本でも検討できるかなという風に思います。以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。また話は横に広がりますけれども、ドイツの Planungszelle 計画細胞という制度を真似して日本でも、これ十年以上前からですけども、市民会議を三鷹市なんかでもやってますね。相当なところで、別府市もやりましたかね。ということで、それは抽選制です。ドイツは四日間缶詰にすると、市民を。ということで、報酬もあって出すと。日本は中々そうもいかないんで、二日ぐらいに縮めてやってきておったようです。これも市長サイドの話なんですね、残念ながら。そういうのは確かにありますんで、抽選制度も考慮に値するという風には思います。坪郷委員、何かドイツの関係であれば。

市民の専門家ですから。

坪郷實：今片木さん言われたのは、日本では市民討議会という形でやられているのが多いと思うんですが、抽選制の議論自体は実際にこういう市民参加でやっているところは色んなケースが出ていると思うんですけれども、議会との関係でいくつかの提案はされているのと、実際やられているのもありますが、ドイツのケースで若干紹介しますと、議会に付いて副議会という形で、議会に直属するような形で、例えば外国籍市民の評議会といったものがありますし、こういう副議会というのがいくつもできていると。それは選挙でやっているところもありますし、色んなケースがあるというのは一つあると思います。

それともう一つ、実際は未だやっていないんですが、ドイツの自治体レベルで提案されている一つの抽選制の提案は議会選挙の時に棄権者のパーセンテージが出ると思うんですけども、議会の全体を有権者全体で定員割をしまして、棄権者については抽選制で議員を選出すると。選挙での選出と棄権者分については抽選制でみんなの中から有権者の中から選ぶと。そういう風にやれば良いんではないか等の提案も出ていますので、自治体レベルは抽選制あるいは無作為抽出という形での手法というのは今一つ注目されている手法ではないかと思います。

片木淳：最後におっしゃったドイツはどこで提案されていますか。

坪郷實：それは未だ研究者レベルで提案している。自治体の改革の議論をしている研究者がそういう具体的な提案をしています。

片木淳：そうですか。ネットか何かで出てきますか。

坪郷實：探せると思いますけど、いくつか資料がありますので紹介をします。

片木淳：そうですか。はい、分かりました。ありがとうございました。貴重な情報を。

それで話を元に戻して、そうしますと今岡﨑さんの方からも提案も若干あったんですけども、二期の答申の書き方として検討項目の候補で、国政選挙と地方議会選挙の関係についてはちょっと中身が今ご指摘があった方向に変わってくるのかもしれませんが、いずれにしてもここに下線を引いたようなことについて中心に書くと。そしてその中で、一期答申でまだ細かいことが詰められていないものを注のような形でやると。参議院のあり方というのは選挙制度も含んでたですかね。書こうと思えば書けますか。ちょっと違う。

城倉啓：書けるとは思います。

片木淳：そういう形で処理すると、また城倉さんに聞いてあれですけども、積み残し課題の論点で整理していただいたやつはだいぶ漏れてしまうのが出てしまいますか。それとも処理できますか、大体。

城倉啓：ご質問の内容は、この下線を引いたところは文章で…

片木淳：我々二期答申を書くというイメージで入って、ここに書いてあるやつは宿題だから、できるだけ何らか書くと。その時の処理の中で、この積み残し課題も一緒くたにして処理してしまうと。そうした場合に、まだ残っちゃってちょっと拙いなというものがあれば、それも考えないかんのですけれども、無ければそれでやってしまえば良いんじゃないかという

風に思って良いですか。
城倉啓：はい。そのような方向でお願いします。
片木淳：大体いけますか。
城倉啓：いけるのではないかと思います。
片木淳：はい、どうぞ。
田中久雄：第二次答申のイメージなんですけども、今まで第二次のこの審議会で議論を長く詰めていったのは、一つは選挙運動費用と公的負担の問題ですよね。それが一つあるし、あと国民投票制のあり方。それはかなり何回かに渡って議論をしていたんで、それは当然含むと思うんですよ。

あと片木さんが言われたように、最近地方政治とか地方選挙について、統一地方選挙を迎えてのせいもあると思いますけども、本当に非常に曲がり角に来ていると。なり手がないと。定数ギリギリとか、定数割れとか、あるいは女性議員が全くいないところとか。これで良いのかと。普通のサラリーマンが出れないと。何か本当に自営でやっている人か農水産業を営んでいる人しか出れないというような構成になっていて、それも段々高齢化してなり手がなくなっていると。これは今よく新聞なんかで特集号で何回も出てるわけですよね。その問題について選挙審議会としてどう取り組むのかということは一つの答えを出す良いきっかけでもあるし、正に現在直面している問題に対する対応策を提言できるということであれば、また世の中の要請に応えるという意味でも、だから僕はここら辺は未だ、前回一次の答申の中でどの程度議論したかちょっと分からないんですけど、地方議会のあり方について、選挙について、日々こう色々とテーマとして取り上げられているという状況から見ると、何らかの、この審議会としても答えを出さなきゃいけないんじゃないかということが二つ目ですね。

三つ目として、状況が変わったのはやっぱり政治分野における女性参画の法案ができたということですよね。前までは共同参画の一般法があったわけですけど、特に女性のグループが非常に活発に動いたせいかもしれないけども、努力目標という形にしろ政治分野のための、政治に参画する女性を増やそうという、そういう推進法ができたので、それは前回よりはもうちょっと何か、もっと関心をもってそれを推し進めるという政策も打ち出して良いのかなと。その時に、前回も議論として政党助成金や何かを使うという話もありましたけれども、やはりクオータ制が中々憲法との問題で難しいということであれば、政党助成金を活用して女性の議員を増やすという手当をもうちょっと提言の中で推し進めて、そういう運動をバックアップするということも考えて良いのかなと。

だから何かその、僕自身はあまり幅広に第一期答申の積み残しとか気にして、あれもこれもというよりは、今求められているようなこと。それから第二期答申でかなり議論した選挙運動の費用の問題とか、国民投票の問題とか、そういうものに絞って、あとその他のものはもっと、そういう注釈や何かで書くのも良いのかもしれませんけど、そういうやり方の方が答申らしい中身になるんじゃないかなという感じがするんですけども。それはちょっと私

なりの考えですけれども。以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。今色々と世間で話題になっているようなことを含めて、一番何と言いますか、現在喫緊の課題になっているような事柄を選んでやった方が良いんじゃないかということ、集中してですね、というご提案ですよね。一つが選挙運動費用の関係のさんざん議論してきた問題ですけれども。それから二番目が地方議会の問題。それから三番目が女性参画の問題と。政治参加の問題ということはもう去年六月に通ったんですけども、その問題というぐらいのことを挙げられたんですけれども、他に何かご提案ありますか。

さっき私も言いましたけども、迫力のある答申になるためにはあまりずらずらずらっと細かいことを書いてもどうかなというのは私も同じ気がしますよね。だから、やっぱり世間で一番問題意識に上ってきてるようなものを取り上げて二期の答申。もちろん折角今までやってきてますから、こういう議論をしてきたというものはできるだけ全部取り込んでということになると思いますけれども、そういう風に進めたら良いんじゃないかという風に思います。それで今日出して、城倉さんから整理して作っていただいたんですけれども、こういう問題で引っ掛かるというんですかね、これも二期で。三期あるのか議論してませんけども、もう二期でほぼ最後だということであれば、あまり言い残したことがあるのも気持ち悪いから、ある程度整理するというのもあると思いますけどね。

他に何かご意見ありましたら、桔川さん、まだご発言ないようですが。

桔川純子：すいません、久しぶりに参加させていただいているので、頓珍漢なことを申し上げるかもしれないんですけれども、私の理解だととりプロと、あとこの審議会が両輪というか。とりプロの方が色んな運動的なことを担っていくという風に理解しているんですけれども、その時にこの答申を通じて何を目指しているのかっていうようなことを、もう一度お伺いできればと思うんですけれども。

実は二週間ぐらい前に、今韓国も選挙制度がものすごくホットイシューになっていて、テレビの討論会で 3 時間ぐらい選挙制度改革の市民討論、大討論会みたいなのをテレビでやっていて、各色んなテーマについて賛成派・反対派。たとえば国会議員の定員を増やすとか、そういう両方の意見を聞きながら、そこで色んな人が参加をしているんですけれども、意見を言ったり、最後に投票をしていくっていう一つの意識を高めるというか、何かそういう役割もしていたと思うんですけども。テレビ討論会で選挙制度ってことだけに絞って取り上げているっていうのは、一つは市民運動がやっぱり盛り上がっていてそこまで作っていったという側面もあるかと思うんですね。必ず国会の中でもそういう議論がされているのと、各色んな市民団体が、女性運動の団体とかもそうなんですけど、「選挙制度改革こそが民主主義の要だ」みたいな感じでかなり強く打ち出しているっていうところがあって、本当にそれが最近特に目立ったような感じなので、そういった意味でも日本に帰ってきて、韓国では来年国政選挙があるんですけれども、その準備を始めているんですね、立候補の表明をしたりとかということで、かなり色んな人が準備をしていると。やっぱりさっきのなり手がいな

いということもありましたけれども、韓国だと市民派の政治家というのは市民運動をやっていた団体の代表とかそういう人たちが、次のステップは政治家に行くっていう人がすごく多いので、割とその辺のなり手がいないということはあまりないみたいな。というのと、あと自治体なんかでも、この答申、主権者教育のところは線が引いていなかったですけれども、たとえばソウル市などの例で言うと、ソウル市が青年議会っていうのを、そういう政策を作っていて、2017 年ぐらいから青年議会ということ。一つは青年たちが自分で政策を提言していくっていう、議会の形式をとりながら政策を作っていくっていうことで、今年からはソウル市にある 200 ぐらいの委員会の中で 15%は若者を配置していくっていう、かなり主権者教育みたいなことをやっているっていう。条例にもシチズンシップみたいなものを積極的に、教育委員会もそうですけれども、やっていくみたいなところ、すごくあったりするので、そういう意味ではとりプロの役目はすごく大きいかなって思う。どんなことを目指してとか、どんなことをその先に考えているかっていうことをちょっと共有していただいたら良いかなと思いました。はい。

城倉啓：ありがとうございます。答申の用い方、または選挙市民審議会ととりプロとの関係のご質問ですけれども、一つ私共パンフレットにも謳っている通りで、色々な場面をつないでいく。市民と有識者、市民と国会議員、市民運動と何か地方議会議員とか国会議員とか、そういったものをハブのような形でつなげていく運動であると。そして全体は公職選挙法の改正、また関連する法を改正する運動を盛り上げていくという活動でございます。その中で手応えとしてと言いましょうか、皆さん方には感謝しかありませんが、中間答申を出した後では国会議員たちの食いつきは全然違います。それは本当に大きなことで、私共超党派の議員連盟を作ろうとして努力してロビイングをしていますけれども、その時に有識者の方々がこれを作ったんだというのと、我々が作ったんだというのとでは全然違うんですね。受け止めが。ですから、そのような意味で中間答申も、さらに答申も、全て国会議員には無料で配付しておりますし、各会派からの応答もいただいているところです。それを運動にして、市民にまた広げていかなければいけないんだろうという風には思っております。ですから昨年も 6 月 28 日だったと思いますけれども、供託金の課題でここでイベントを組む。あと他の団体と組んでイベントを色々組むと。その点においてまだまだ実力が足りないなと私共思っております。ですから今おっしゃったような韓国の事例など国際比較がやっぱり民主政治制度を鍛え上げると思いますので、是非これからも協力していただいて、そのイベント面、特に教えてもらったり協力してもらったりして、広げて行きたいなという風には願っていますが、如何せん人手不足ということで申し訳ないんですけども。

答申の用い方というのは、ですから、国会議員や地方議会議員に配って、「こういう世の中にしましょう」と。「これを政策に盛り込んでください」ということですね。そしてそれで、これは大きな話題ですから、利害が一致しない場合もあるけれども、でも民主政治の土台を一緒に考えましょうということを訴えるために用いておりますので、是非第二期もそのような路線で。特にインパクトが強いものは、私は「政治のカネ」の問題だと思っており

ます。全体像を、「こういう図で行くぞ」と、「政治のカネはこうなんだ」ということは、今までに多分無い運動だと思うんですね。そのことがやはり市民社会に影響を与えるという風に思いますので、よろしくお願いいたします。

片木淳：ちょっと質問なんですけれども、韓国の選挙制度改革でなぜ盛り上がっているか。何が一番問題になっているか。感じで、わかっている範囲で、もう全般ですか。

桔川純子：比例の問題が、ちょっと私も詳しくは調べていないのでまたよくチェックをしてまいりますが、比例の割合。

片木淳：制度がおかしいという声が高まってきたと。

桔川純子：そうですね。

三木由希子：韓国は国政が一院制で比例の割合がすごく少ないっていうことは多様な候補者が出る道を狭くしているみたいな議論を割としてましたよね。地方も比例って話が出てるんですか。

桔川純子：そうですね。そういう意味では地方も中央も統一されて政党の力がすごく強いということもあるので、ほぼ政党に加入していないと選挙に出られないっていう状態の中でもっと多様な人にチャンスを与えるっていうことだと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。ちょっと時間も迫ってまいりましたので二番目の今日の議題ですけども、大体感じは出てきたかと思いますので、しかも、城倉さんすいません、今後の工程表の説明はあんまりないですかね。これで大体行こうかという前からの流れになっていますので、今日の田中さんを初め色んなまとめ方のご議論もありましたので、それも踏まえながら今後、結論的に言えばあまり細かいことはできる範囲で入れていくけれども、やはり大きなところで宿題を果たしていくということでしょうかね。市民の立場でね。ということかなと思いますが、これもまた今日は時間がありませんので一応今日の議論を踏まえて今後また議論を積み重ねていくということでよろしいでしょうかね。ということで、あと城倉さん、この工程表は何か今日諮ることはあるんですか。はい、どうぞ。

城倉啓：いえ、前回変更された部分を二重線で引いてあるだけのことですので、これを確認していただいてと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。それでは時間あまりありませんが最後に何かどうしても聞きたいということがありましたら、委員の方からどうぞ遠慮なく。よろしゅうございますか。それでは「事務局より」の話ももうこれでよろしいんですか。はい、分かりました。それではこれで今日の会議を閉じたいと思います。次回は４月の２２日、ちょっと飛ぶんですな。国民投票法と罰則規定の改正案、山口さん・坪郷委員にお願いしたいと思います。それでは今日はこれで終わりにしたいと思います。どうもご苦労様でした。ありがとうございました。岡﨑さん、ありがとうございました。

岡﨑晴輝：ありがとうございました。